令 和 ６ 年 ５ 月 ９ 日

保　　護　　者　　様

大 阪 市 教 育 委 員 会
大 阪 市 立 清 水 小 学 校
校 長　　北 埜　　恵 一

大雨による河川増水（氾濫）時の措置について

標題について、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

〇午前７時の時点及び午前７時を過ぎて始業時刻までに、所在する区のいずれかの地域において、大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の「警戒レベル３（高齢者等避難）」、「警戒レベル４（全員避難）」の発令があった場合。

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報（警戒レベル□相当情報）ではなく、**大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき**、判断します。

また、情報収集に際しては、次のものを参考にしてください。

〇大阪市 HP（発令した場合、トップ画面に表示されます。）
〇おおさか防災ネット（メール登録もできます）
〇大阪市危機管理室　X
〇ＬＩＮＥ　大阪市公式アカウント
〇ＮＨＫ速報
〇防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます。）
〇緊急速報メール（受信できない機種もあります。）
} 「大阪 880 万人訓練」と同様の放送とメール配信があります。

※地震発生時と同様にメールが自動的に配信されます。
※登録等の設定は必要ありません。

【確認の方法】

１．「おおさか防災ネット」で検索する。

２．地図より「大阪市」をクリックする。

３．避難情報の欄を確認する。
＊居住区域に警戒レベル３以上の発令があった場合、学校園は臨時休業。
（河川氾濫の場合）